

平 30 年 6 月 18 日

知的財産戦略本部 御中

日本 IT 団体連盟
政 策 委 員 会
委員長 別所 直哉

サイトブロッキングに関する要望書

今般、貴本部において著作権侵害サイト対策のための会議が設置され、サイトブロッキングを含めた対応について検討をするということですので、日本 IT 団体連盟として下記の通り当該検討の際に考慮いただきたい要望を提出させていただきます。

日本 IT 団体連盟は国内の主要な IT 関連団体が加盟する、参加企業数 5,000 社、従業員数 400 万人の団体であり、これまでも IT 関連政策の提言等を行ってきております。

今般のサイトブロッキングについては、法的見地からの論点は多くの方々がまとめられており問題が大きいことは既に明らかになっていると考えておりますので、弊社からは実務上の視点からの指摘をさせていただきます。

まず最初に、著作権侵害サイト対策を講ずることは非常に重要だと考えているということを述べておきます。インターネットの普及により発生している様々な課題の中の一つとして対策は急務だという認識は、貴本部と同じだと考えております。しかしながら、自殺幫助サイトなど人の生命を奪う可能性の高いサイトや、リベンジポルノ等悪質で被害者を精神的に追い詰めてしまうような名誉・信用を毀損するサイトなどが、金銭に置き換えることができない多大な被害を産んでいることに照らすと、著作権侵害サイトのみならず、これらの対策も喫緊の課題であり、違法サイト対策を知的財産権対策に矮小化してはならないと考えております。

そして、そのためには様々な手段を検討することが必要だと考えておりますが、違法サイト対策としてのサイトブロッキング導入については強く反対いたします。理由は次の通りです。

1. 技術的に抜け穴が多く、恒久的な対策となり得ないサイトブロッキングを導入することは社会コストに照らしてメリットがありません。端末の設定を変更したり、アクセスする際にドメイン名でなく IP アドレスを直接打ち込んだりするなど、数多くのサイトブロッキング回避手段があることは既に周知の事実です。サイトブロッキングという方法を導入している国もありますが、グローバルに広がっていないのは、抜け穴が多い不完全な技術であるためです。今になって、抜け穴だらけで時代遅れの技術を導入するために多大なリソースをかけて法改正を行うことに意味があるのでしょうか。
2. 僅かなオペレーションミスにより国全体のインターネットアクセスが機能不全に陥りかねない危険性もあります。ブロッキングの一つの手法である DNS ポイズニングを使って 2008 年 2 月にパキスタンテレコムがユーチューブへの国内のアクセスを規制しようとしたところ、設定ミスから全世界の 3 分の 2 の利用者が 40 分間ユーチューブを利用不能になった事例をあげるまでもありません。仮に、誤った設定により数千億円もの損害が発生した場合に、政府やブロッキングを推進しようとしている著作権団体が補償するのでしょうか。
3. 政府はソサエティ 5.0 を進めようとしておりその鍵の一つはコネクティビティにあります。ネットワークを流れるデータ量も指数関数的に増加していきます。その視点からは、負荷なく繋がるネットワークを構築しようとする時代に、全ての通信をチェックするサイトブロッキングの仕組みをネットワーク各所に入れ込むことは、データ流通の妨げになるだけです。

著作権を守ることは重要ですが、問題の中心はサイトブロッキング導入の是非ではなく著作権侵害サイト対策にあるはずで、そのためには、まずは現行法を駆使してサイト運営者を追い詰める努力をして頂きたいと思います。処罰に勝る犯罪対策はないからです。

また、プロバイダ責任制限法などを使って違法サイトの削除を進めることも重要です。デジタル出版権が立法化された際に、出版社はデジタル出版権があれば自ら違法サイト対策を進めることができるからということを経営創設の根

拠として述べています。今こそ、その時の主張を具現化して頂ければと考えます。

仮に現行の制度に足りないものがあるとするれば、犯罪者への資金流入を止める仕組みや、違法行為で得た収益を没収する制度であると考えます。著作権侵害罪の罰則強化も一考に値します。防犯の要は犯罪を犯すことで得られるメリットを減らすことです。犯罪のコストを増加させ、得られた収益を取り上げる仕組み作りに注力頂きたいと考えています。

サイトブロッキングはその言葉だけで著作権侵害サイトが一時消滅するという最大の効果を与え、その役割は終えたと思います。

これからは、次の知財戦略本部の知恵の出どころに期待しています。

以上